

# 山口県消費者基本計画の進捗状況

平成29年10月24日

山口県消費生活審議会

# I 山口県消費者基本計画の概要

## 目 的

本計画は、消費生活条例の目的である、「県民の消費生活の安定と向上を図ること」を目的とする。

## 基 本 理 念

「消費者の権利の尊重」と 「消費者の自立の支援」

消費者施策を推進するに当たっては、消費者基本法及び消費生活条例において定める消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本とする。

## 基本計画の体系（施策の柱）

1 消費生活における安心・安全の確保	2 消費生活相談の充実と紛争の適切な解決の促進	3 消費者の自立支援	4 消費者教育の推進（新規）	5 国や他の自治体、消費者団体をはじめとする多様な団体等との連携・協働
--------------------	-------------------------	------------	----------------	-------------------------------------

計 画 期 間 5 年 間（平成 25～29 年度）

## 計 画 の 進 行 管 理

計画の進捗状況については、毎年度、消費者施策の評価・検証を行い、県消費生活審議会に報告し、公表する。

また、計画期間中に、消費生活をめぐる社会経済情勢の急激な変化があった場合には、必要に応じて内容を見直す。

## Ⅱ 山口県消費者基本計画の進捗状況

5つの項目を柱に、15の施策を推進することにより、県民の消費生活の安定と向上を図る。

### 1 消費生活における安心・安全の確保

#### (1) 商品及びサービスの安全の確保等

消費者の生命や身体に危害を及ぼす恐れのある商品・サービスについては速やかに情報収集を行い、電子メールやホームページを活用して、迅速に情報を提供する。

#### (2) 生活関連物資の安定供給等

生活関連物資の価格調査を行い、その結果をホームページで情報提供する。

また、価格急騰時に、不適正な事業行為を行なう事業者には、消費生活条例に基づき、是正を勧告するなど、生活関連物資の安定的な供給の確保を図る。

〈価格調査店舗数〉

(店)

項 目	H24	H25	H26	H27	H28
石油製品	345	338	279	298	311
生活関連物資	350	329	279	294	311

#### (3) 消費者取引の適正化

不当な取引行為を行う悪質な事業者に対しては、消費生活条例や特定商取引法に基づく行政処分等を行う。

また、県域を越えて事業を展開している事業者に対しては、国や近隣自治体と連携して対応する。

〈行政処分等件数〉

(件)

項 目	H24	H25	H26	H27	H28
消費生活条例による是正勧告	0	0	0	0	0
特定商取引法による業務停止命令等	0	1	0	1	0
景品表示法による改善指導等	51	57	41	23	20
うち指示・措置命令・公表	0	1	0	0	0
うち注意等の行政指導	17	18	8	1	5

#### (4) 被害防止に向けた取組

悪質商法の標的とされやすく、被害が認識されにくい状況にある高齢者や障害者の消費者被害を防止するため、福祉関係者など、地域において見守り活動を行う者と連

携した啓発活動の促進により、被害防止対策の推進に努める。

(回)

項 目	H24	H25	H26	H27	H28
やまぐち・くらしの安心ネット <sup>1</sup> の配信	10	39	27	18	51

### 《国の動向》

- ・ 特定商取引法の改正<sup>2</sup> (H21. 12、H25. 2)
- ・ 景品表示法の改正<sup>3</sup> (H26. 12)・
- ・ 「地方消費者行政の充実・強化のための指針」の策定<sup>4</sup> (H24. 7)

地方消費者行政のあるべき姿として、①どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり、②法の厳正な執行と連携強化、③地域社会の消費者問題解決力の向上、の3点が掲げられ、「自治体への期待(提言)」もまとめられている。

## 2 消費生活相談の充実と紛争の適切な解決の促進

### (1) 消費生活相談の充実

消費者安全法では、市町村は消費者にとって最も身近な相談窓口として、消費生活相談への対応、苦情処理のためのあっせんの実施などの役割を担うこととされている。

このため、市町に対しては、消費生活センターをはじめとした相談窓口の整備及び体制の強化、住民に対する相談窓口の一層の周知を要請する。

〈相談受付件数〉

(件)

項 目	H24	H25	H26	H27	H28
県消費生活センター (A)	4,903	4,754	4,553	4,040	3,685
市町消費生活相談窓口 (B)	8,486	9,556	10,081	9,589	9,207
合計 (C)	13,389	14,310	14,634	13,629	12,892
市町受付割合 (%) (B/C)	63.4	66.8	68.9	70.4	71.4

1 地域に根ざして見守り活動等を行う者(消費者団体、地域包括支援センター、民生委員等)との連携により、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ることを目的として、平成19年9月に設置。

H28年度末現在、197の施設や団体等が参加しており、注意を喚起すべき事案が発生する都度、電子メールにより情報を提供している。

2 H21年度改正:規制対象商品が、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売であれば、原則全ての商品等に拡大された。H25年度改正:規制対象取引類型に「訪問購入」が追加された。

3 知事の権限強化(措置命令権の付与)、課徴金制度が導入された。

4 国が地方消費者行政活性化基金の創設等財政的な支援を行い、地方消費者行政の基盤強化に努めた「集中育成・強化期間」(平成21年度～平成23年度)後の取組の指針として示したもの。

<市町相談体制の状況>

項目	H24	H25	H26	H27	H28
消費生活センター設置数 <sup>5</sup> （箇所）	11	12	12	12	13
消費生活相談員数（人）	27	26	26	27	29

(2) 紛争の適切な解決の促進

消費者からの苦情の申出に対しては、県消費生活センターによる助言やあっせん等を行うことにより適切かつ迅速に対応する。

<県消費生活センターの対応状況>

(件)

項目	H24	H25	H26	H27	H28
相談受付件数	4,903	4,754	4,553	4,040	3,685
あっせん数 (A)	328	379	370	274	339
あっせん率 (%)	6.7	8.0	8.1	6.8	9.2
あっせん解決数 (B)	299	325	322	239	292
あっせん解決率 (%) (B/A)	91.2	85.8	87.0	87.2	86.1
裁判外紛争解決 (ADR) 機関 <sup>6</sup> の紹介	4	5	7	9	10

[主なADR機関]

- ・そんぽADRセンター
- ・公益財団法人自動車製造物責任相談センター
- ・生命保険相談所（社団法人生命保険協会）

《国の動向》

- ・「地方消費者行政強化作戦<sup>7</sup>」の公表（H26.1）

<政策目標 1>相談体制の空白地域解消

- ・相談窓口未設置の自治体を解消

<政策目標 2>相談体制の質の向上

- ・消費生活センター設置促進（人口5万人以上の全市町、かつ人口5万人未満の市町村50%以上）
- ・県内自治体の50%以上に相談員を配置
- ・消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引き上げ

5 平成28年4月、柳井地区広域消費生活センター及び美祢市消費生活センターが開設。

6 判決などの裁判によらない紛争解決を行う機関であり、民事調停・家事調停、訴訟上の和解、仲裁及び行政機関や民間機関による和解、あっせんなどを行う。裁判による紛争解決と比べ、比較的簡易・迅速で、廉価な解決が可能であるところに特徴がある。「ADR (Alternative Dispute Resolution)」と表されることもある。

7 どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域相談体制を全国的に整備する趣旨で国が策定。新消費者基本計画（H27.3閣議決定）を踏まえ、目標を追加。

- ・消費生活相談員の研修参加率を各年度100%に引き上げ
- <政策目標3>適格消費者団体の空白地の解消
  - ・適格消費者団体のないブロック（四国）の設立支援  
（※東北・北陸ブロック H29年設立）
- <政策目標4>消費者教育の推進
  - ・消費者教育推進計画の策定
  - ・消費者教育推進地域協議会の設置（全都道府県、政令市）
- <政策目標5>「見守りネットワーク」の構築

- ・消費者安全法の改正<sup>8</sup>（H28.4）

### 3 消費者の自立支援

#### （1）消費者団体等の活動の促進

地域に根ざして消費者に対する啓発等を行う消費者団体の自主的な活動を支援する。  
また、生活の安定と生活文化の向上を目的とした相互扶助組織である消費生活協同組合に対し、法に基づく検査や指導等を通じて、健全な運営が図られるよう支援する。

(回)

項目	H24	H25	H26	H27	H28
消費者団体への業務委託数	3	3	4	6	4

[H28 主な委託内容]

- ・消費者啓発用プログラム・教材の作成
- ・生活関連物資等の価格調査
- ・県民消費者意識調査
- ・通話録音装置の貸出

#### （2）自立支援を担う人材の育成

社会経済情勢の変化や複雑・多様化する消費者問題に対応できるよう、消費者リーダーを育成し、継続的な研修を行うとともに、地域における消費者教育の担い手としての活用を市町に促すことを通じて、消費者の自立を支援する。

<消費者リーダーの状況>

(人)

項目	H24	H25	H26	H27	H28
登録者数	58	59	74	94	84
派遣回数(H26～活動者数)	14	8	36	37	48

8 消費生活相談体制の強化するため、県の事務として、市町に対する助言・協力、広域連携の調整を定め、消費生活センターの組織運営、情報管理等についての条例を整備するように規定された。

### (3) 環境に配慮した暮らしの推進

消費者に対する環境学習などを通じ、省資源・省エネルギー意識の普及等を推進することにより、消費者自らが環境に配慮して消費行動ができるように支援する。

### (4) 消費者の意見の反映

消費者施策の推進に当たっては、県消費生活審議会での審議や消費者団体との意見交換・情報交換等を通して、消費者の意見を反映するように努める。

## 4 消費者教育の推進

### (1) 地域における消費者教育

「消費者教育施設『まなべる』」の学習教材を充実し、地域における消費者教育の拠点として県民に開放する。

また、市町に対して、各地域に育成した消費者リーダーの活用や地域の消費者団体との連携・協働を促すことを通じて、市町における消費者教育の推進を支援する。

〈「まなべる」の利用状況<sup>9)</sup>〉

項 目	H24	H25	H26	H27	H28
利用者数	—	1,453	1,349	955	15,033
うち研修受講者数	—	1,453	1,349	955	986
団体数	—	59	40	28	59

### (2) 学校における消費者教育

小・中・高等学校等で適切な消費者教育が実施されるよう、教育委員会等との連携を強化し、教職員に対して、消費者を取り巻く社会環境の変化や、消費生活相談において把握した課題、学校現場でのニーズ等を踏まえた消費生活情報を提供する。

また、大学等においても適切な消費者教育や啓発が行われるよう、関係機関との連携を強化する。

〈啓発の実施状況〉

(回)

項 目	H24	H25	H26	H27	H28
金融消費者教育セミナー	—	1	1	1	1
教員向け研修	2	0	2	2	3
大学等への啓発	2	5	8	8	7

[金融消費者教育セミナーの開催]

目 的：学校における消費者教育を推進するために、市町における教育委員会・学

9 平成28年4月、消費生活センターと併せ県庁内に移転。(平成28年2～3月は、移転準備のため閉鎖。)

校現場及び消費者行政担当課との連携を図る。

参加者：中学校・高等学校等教員（家庭科、社会科）、県・市教育委員会指導主事、  
消費者行政担当職員及び消費生活相談員

内 容：基調講演「中高生に伝えるための消費者教育」  
教材実践紹介ワークショップ「株式学習ゲーム」

### （3）消費者の特性等への配慮

悪質商法の標的とされやすく、被害が認識されにくい状況にある高齢者や障害者の消費者被害を防止するため、年齢や障害の内容に応じた教材を活用した消費者教育・学習の機会を提供する。

〈啓発の実施状況〉	（回）				
項 目	H24	H25	H26	H27	H28
高 齢 者 啓 発	6	7	7	9	8
福祉関係者啓発	12	11	12	4	9

#### 《県の主な取組（H29年度）》

- ・消費者教育アドバイザー派遣事業  
消費者教育アドバイザーを派遣し、学校と市町の消費生活センター等との連携によるモデル社会見学の実施を支援(対象小学校2校)
- ・消費者教育セミナー  
学校における消費者教育の担い手となる教員及び消費者行政担当者を対象としたセミナーの開催
- ・消費者リーダー研修  
地域における消費者教育を担う人材の育成
- ・地域見守りネットワークの強化  
見守り模擬訓練や対応モデル検討会の実施  
移行促進員による市町のネットワーク立上げ支援
- ・消費者月間記念大会

#### 《国の動向》

- ・消費者教育推進法の制定<sup>10</sup>（H24.12）
- ・「地方消費者行政の充実・強化のための指針」の策定（H24.7）

消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行うとともに、消費者の特性に配慮した方法で行われることが不可欠である。また、学校、地域、家庭、職域等の様々な場に応じて、様々な主体とも連携しながら、消費者教育を行うことが大切である。

10 消費者被害の防止と消費者の自立に重要な役割を果たす消費者教育について、その基本的な考え方や国・地方公共団体の責務等を定めるもの。



## 5 国や他の自治体、消費者団体をはじめとする多様な団体等との連携・協働

### (1) 国や他の自治体との連携

悪質な事業者については警察と連携して対応するとともに、県域を越えて活動する事業者については、近隣自治体と情報共有を行い、指導や行政処分を迅速に実施することで、被害拡大の防止を図る。

項 目	(回)				
	H24	H25	H26	H27	H28
近隣自治体との情報連絡会議 <sup>11</sup>	4	4	4	4	4

### (2) 消費者団体をはじめとする多様な団体等との連携・協働

消費者団体や福祉関係者等と連携して消費者教育を推進するとともに、高齢者や障害者の消費者トラブルの未然防止に努める。

また、弁護士会等の関係機関と連携し、法律的な判断が必要な事案等について、迅速かつ的確に対応できる体制の整備を進める。

項 目	H24	H25	H26	H27	H28
弁護士無料法律相談 (回)	25	24	24	24	24
法律相談における事案 (件)	95	105	107	107	162

11 広域的に活動する悪質事業者に対応するため、近隣県による広域連携ネットワークを構築し、警察及び近隣県との連携を強化した。(H19年度 九州・沖縄・山口ブロック、H23年度 中国ブロック)

### Ⅲ 関連指標

#### 1 「消費生活における安心・安全の確保」関連事業

[事業実績]

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	備考	担当部署
	前計画期間					現計画						
<b>○商品及びサービスの安定性の確保等</b>												
国民生活センターへの危害危険情報報告(件)	57	56	69	66	94	48	73	57	38	48		消費者教育・相談班
食品表示合同パトロール実施(店舗)	232	252	256	252	253	256	250	250	252	250		生活衛生課
輸入食品の検査件数(件)	—	—	—	294	278	280	271	278	284	280		生活衛生課
人口10万人当たりの食品検査件数(件)	—	—	—	283	325	294	268	273	281	267		生活衛生課
食の安心・安全に関する講習会等の受講者数(人)	—	—	—	11,649	13,878	13,098	16,598	13,293	14,866	12,333		生活衛生課
食の安心総合情報ホームページ閲覧回数(回/月)	—	—	—	910	1,433	1,515	1,927	2,111	1,055	831		生活衛生課
食の安心・安全メーリングリスト登録者数(人)	—	—	—	—	—	—	322	1,226	2,005	2,374	㉔～	生活衛生課
<b>○生活関連物資の安定供給等</b>												
石油製品価格調査(店舗)	158	294	373	346	331	345	338	279	298	311	4品目	消費者政策班
生活関連物資の価格調査(店舗)	177	396	365	354	353	350	329	279	294	311	9品目	消費者政策班
<b>○消費者取引の適正化</b>												
景品表示法による改善指導等(件)	34	39	19	32	19	51	57	41	23	20		消費者政策班
うち指示・公表	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0		消費者政策班
うち注意等の行政指導	10	12	8	8	7	17	18	8	1	5		消費者政策班
消費生活条例による是正勧告(件)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		消費者政策班
消費生活用製品安全法の立入検査(品数)	296	698	593	679	1,447	48	15	2	50	8	市へ委任(㉔～)	消費者政策班
家庭用品品質表示法の立入検査(品数)	3,184	3,121	4,251	3,592	4,420	22	16	18	23	18	市へ委任(㉔～)	消費者政策班
特定商取引法による業務停止命令等(件)	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0		消費者政策班
県消費生活センターによる事業者指導(件)	16	10	6	7	1	5	4	6	2	5		消費者教育・相談班
悪質商法対策会議(件)	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0		消費者政策班
近隣自治体との情報連絡会議(件)	3	4	3	3	5	4	4	4	4	4		消費者政策班
<b>○被害防止に向けた取組</b>												
一般啓発(人)	749	1,155	538	469	42	250	682	524	237	348		消費者教育・相談班
団体数(団体)	16	18	14	14	3	6	20	15	8	13		消費者教育・相談班
主な啓発団体先	民間企業等新任職員、消費者団体											消費者教育・相談班
高齢者啓発(人)	582	619	1,107	507	805	185	650	501	926	223		消費者教育・相談班
団体数(団体)	10	12	12	9	6	6	7	7	9	8		消費者教育・相談班
主な啓発団体先	いきいきサロン、高齢者教室											消費者教育・相談班
福祉関係者啓発(人)	721	247	88	327	526	584	216	303	136	900		消費者教育・相談班
団体数(団体)	16	5	3	3	2	12	11	12	4	9		消費者教育・相談班
主な啓発団体先	児童・民生委員研修会、障害者相談員、障害者団体											消費者教育・相談班
やまぐち・くらしの安心ネット配信回数(回)	5	18	9	7	7	10	39	27	18	51		消費者教育・相談班
主な配信先・登録者数	・H28年度末登録数 197団体 ・配信先：福祉団体・消費者団体・県警本部等											消費者教育・相談班
<b>○関連事業</b>												
エコファーマー認定数(人)	2,150	2,192	2,320	2,258	2,481	2,613	2,253	2,142	2,160	1,887	累計	農業振興課
鳥インフルエンザ定期モニタリング検査(農場)	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	毎月	畜産振興課
鳥インフルエンザ強化モニタリング検査(農場)	91	93	110	105	101	100	100	100	30	30	2回/年	畜産振興課
犯罪のないまちづくり県民大会の開催(回)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		地・安推進室

## 2 「消費生活相談の充実と紛争の適切な解決の促進」関連事業

【事業実績】

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	備考	担当部署
	前計画期間						現計画					
<b>○消費生活相談の充実</b>												
県消費生活センター相談受付件数(件)	7,851	6,717	6,263	5,871	5,265	4,903	4,754	4,553	4,040	3,685		消費者教育・相談班
市町消費生活センター等相談受付件数(件)	8,825	7,738	7,880	8,396	8,339	8,486	9,556	10,081	9,589	9,207		消費者教育・相談班
市町受付割合(%)	52.9%	53.5%	55.7%	58.8%	61.3%	63.4%	66.8%	68.9%	70.4%	71.4%		消費者教育・相談班
市消費生活センター設置数(所)	5	5	7	9	11	11	12	12	12	13	累計	消費者政策班
市町消費生活相談員数(人)	14	15	19	21	26	27	26	26	27	29		消費者政策班
市町新任相談員研修(日)	—	4	—	9	5	4	4	4	4	3		消費者教育・相談班
市町相談員専門研修(日)	4	4	4	4	4	3	9	7	5	10		消費者教育・相談班
<b>○紛争の適切な解決の促進</b>												
消費者苦情処理委員会の開催(回)	6	2	1	1	1	1	1	1	1	1		消費者教育・相談班
県消費生活センター相談受付件数(件)	7,851	6,717	6,263	5,871	5,265	4,903	4,754	4,553	4,040	3,685	再掲	消費者教育・相談班
県消費生活センターによるあっせん数(件)	383	367	456	385	311	328	379	370	274	339		消費者教育・相談班
県消費生活センターによるあっせん数(率)	4.9%	5.5%	7.3%	6.6%	5.9%	6.7%	8.0%	8.1%	6.8%	9.2%		消費者教育・相談班
県消費生活センターによるあっせん解決(件)	361	338	414	350	291	299	325	322	239	292		消費者教育・相談班
県消費生活センターによるあっせん解決(率)	94.3%	92.1%	90.8%	90.9%	93.6%	91.2%	85.8%	87.0%	87.2%	86.1%		消費者教育・相談班
裁判外紛争解決機関の紹介(件)	0	0	1	3	0	4	5	7	9	10		消費者教育・相談班
弁護士無料法律相談の開催(回)	24	12	38	30	24	25	24	24	24	24		消費者教育・相談班
弁護士無料法律相談における事案(件)	137	68	195	115	110	95	105	107	107	162		消費者教育・相談班
<b>○関連事業</b>												
貸金業者に関する相談件数(件)	121	88	52	20	24	25	12	5	6	6		経営金融課
介護利用サービス利用者の苦情相談件数(件)	147	92	90	112	119	120	107	97	121	82		長寿社会課
弁護士・臨床心理士による一般相談(件)	5,342	5,511	2,750	881	841	658	—	—	—	—	㊟終了	厚政課
弁護士・臨床心理士による専門相談(件)	493	305										

### 3 「消費者の自立支援」関連事業

【事業実績】

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	備考	担当部署
	前計画期間						現計画					
<b>○消費者団体等の活動の促進</b>												
消費者団体への業務委託数	2	2	3	3	3	3	3	4	6	3		消費者政策班
消費者団体への主な委託内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者啓発用プログラム・教材の作成、生活関連物資等の価格調査</li> <li>・県民消費者意識基本調査（情報通信に係る消費者実態調査）</li> <li>・高齢消費者サポーター研修、通話録音装置の貸出</li> </ul>											消費者政策班
生活協同組合への運営指導（組合）	3	3	3	1	1	2	2	2	2	4		消費者政策班
<b>○自立支援を担う人材の育成</b>												
消費者リーダー（人）	43	43	59	49	49	58	59	74	94	84		消費者教育・相談班
東部地域（人）	9	9	11	10	10	11	10	18	25	18		消費者教育・相談班
中部地域（人）	13	13	20	17	15	18	19	24	30	25		消費者教育・相談班
北部地域（人）	5	5	6	4	4	6	6	7	8	11		消費者教育・相談班
西部地域（人）	16	16	22	18	20	23	24	25	31	30		消費者教育・相談班
消費者リーダー派遣回数（回）	27	17	13	23	12	14	8	36	37	48	㊟活動者数	消費者教育・相談班
<b>○環境に配慮した暮らしの推進</b>												
環境ポスターの募集（枚）	559	787	489	435	355	317	206	163	167	156		環境政策課
環境アドバイザーの派遣（回）	49	58	20	17	13	14	13	11	12	6		環境政策課
環境パートナーの派遣（回）	296	268	93	56	61	54	50	35	28	29		環境政策課
子どもエコクラブアドバイザー派遣（回）	2	5	7	6	2	3	4	2	4	4		環境政策課
いきいきエコ・フェアの開催（人）	38,000	40,000	40,000	35,000	47,000	41,000	38,000	—	—	—	㊟終了	環境政策課
一般家庭の温暖化診断（世帯）	500	596	746	502	835	692	826	645	959	847		環境政策課
<b>○消費者の意見の反映</b>												
消費生活審議会の開催（回）	1	1	1	1	1	3	1	1	3	2		消費者政策班

#### 4 「消費者教育の推進」関連事業

[事業実績]

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	備考	担当部署
	前計画期間						現計画					
<b>○地域における消費者教育</b>												
まなべるの利用(人)	—	—	—	—	—	—	1,453	1,349	955	15,033	◎県庁移転	消費者教育・田設班
うち研修受講者数(人)	—	—	—	—	—	—	1,453	1,349	955	986	◎県庁移転	消費者教育・田設班
団体数(団体)	—	—	—	—	—	—	59	40	28	59		
やまぐち消費者大学(人)	873	529	556	332	239	249	165	11	23	11	◎消費者リーダー養成講座	消費者教育・田設班
やまぐち消費者大学院(人)	—	130	97	67	67	71	52	35	12	42	◎消費者リーダーフォローアップ研修	消費者教育・田設班
消費者リーダー登録者数(人)	43	43	59	49	49	58	59	74	94	84	再掲	消費者教育・田設班
消費者リーダー派遣回数(回)	27	17	13	23	12	14	8	36	37	48	再掲	消費者教育・田設班
<b>○学校における消費者教育</b>												
若年者啓発(人)	4,668	4,141	2,750	1,720	734	185	1,935	2,184	2,206	1,792		消費者教育・田設班
小・中学校(校)	2	0	0	0	0	1	3	3	1	8		消費者教育・田設班
高校・特別支援学校(校)	32	24	14	5	5	1	3	3	17	15		消費者教育・田設班
各種専門・短大・大学等(校)	11	8	10	9	3	2	5	8	8	7		消費者教育・田設班
合計(校)	45	32	24	14	8	4	11	14	26	30		消費者教育・田設班
金融消費者教育セミナー	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1		消費者教育・田設班
教員向け研修(人)	0	0	0	0	22	21	0	70	79	24		消費者教育・田設班
団体数(団体)	0	0	0	0	1	2	0	2	2	3		消費者教育・田設班
<b>○消費者の特性等への配慮</b>												
高齢者啓発(人)	582	619	1,107	507	805	185	650	501	926	223	再掲	消費者教育・田設班
団体数(団体)	10	12	12	9	6	6	7	7	9	8		消費者教育・田設班
福祉関係者啓発(人)	721	247	88	327	526	584	216	303	136	900	再掲	消費者教育・田設班
団体数(団体)	16	5	3	3	2	12	11	12	4	9		消費者教育・田設班
<b>○関連事業</b>												
金融学習グループ(団体)	10	7	8	10	8	5	2	2	2	1		金融広報委員会
金融広報アドバイザー派遣(回)	184	192	212	199	177	238	211	204	189	167		金融広報委員会
金融教育研究校(学校)	4	4	4	3	2	2	2	1	1	3		金融広報委員会
介護利用サービス利用者の苦情相談件数(件)	147	92	90	112	119	120	107	97	121	82	再掲	長寿社会課
判断能力低下者に対する福祉サービス実利用者数(件)	784	832	862	917	940	963	946	977	1,036	1,077		厚政課

## 5 「国や他の自治体、消費者団体をはじめとする多様な団体等との連携・協働」関連事業

[事業実績]

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	備考	担当部署
	前計画期間						現計画					
<b>○国や他の自治体との連携</b>												
国民生活センターへの危害危険情報報告(件)	57	56	69	66	94	48	73	57	38	48	再掲	消費者教育・相談班
市町新任相談員研修(日)	—	4	—	9	5	4	4	4	4	3	再掲	消費者教育・相談班
市町相談員専門研修(日)	4	4	4	4	4	3	9	7	5	10	再掲	消費者教育・相談班
悪質商法対策会議(件)	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	再掲	消費者政策班
近隣自治体との情報連絡会議(件)	3	4	3	3	5	4	4	4	4	4	再掲	消費者政策班
<b>○消費者団体をはじめとする多様な団体等との連携・協働</b>												
消費者団体への業務委託数	2	2	3	3	3	3	3	4	6	3	再掲	消費者政策班
裁判外紛争解決機関の紹介(件)	0	0	1	3	0	4	5	7	9	10	再掲	消費者教育・相談班
弁護士無料法律相談の開催(回)	24	12	38	30	24	25	24	24	24	24	再掲	消費者教育・相談班
金融広報アドバイザー派遣(回)	184	192	212	199	177	238	211	204	189	167	再掲	金融広報委員会
金融教育研究校(学校)	4	4	4	3	2	2	2	1	1	3	再掲	金融広報委員会
高齢者啓発(人)	582	619	1,107	507	805	185	650	501	926	223	再掲	消費者教育・相談班
団体数(団体)	10	12	12	9	6	6	7	7	9	8		消費者教育・相談班
福祉関係者啓発(人)	721	247	88	327	526	584	216	303	136	900	再掲	消費者教育・相談班
団体数(団体)	16	5	3	3	2	12	11	12	4	9		消費者教育・相談班
やまぐち・くらしの安心ネット配信回数(回)	5	18	9	7	7	10	39	27	18	51	再掲	消費者教育・相談班